

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 加茂ショッピングパークメリア  
所在地 加茂市駅前1212-1 外  
設置者 加茂ショッピングセンター協同組合 他1者
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 加茂ショッピングセンター協同組合 他12者 午前10時00分から午後7時00分  
(変更後) 加茂ショッピングセンター協同組合 他12者 午前9時00分から午後9時00分
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後8時00分  
(変更後) 午前8時30分から午後9時00分
- 3 変更年月日  
令和2年4月17日
- 4 届出年月日  
令和2年4月16日
- 5 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、加茂市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間  
令和2年5月19日から令和2年9月19日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp